

令和7年10月28日

和歌山労働局長 中山 始殿

和歌山地方最低賃金審議会 会長 廣 谷 行 敏

和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和7年8月19日付け和労発基0819第3号をもって貴職から 諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結 論に達したので答申する。 和歌山県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

適用する地域
和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業(鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額1時間1,170円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和7年12月30日